

はじめに

東日本大震災の発生から6年9ヶ月が経過しました。県は、平成23年10月に策定した「宮城県震災復興計画」において、平成26年度から平成29年度までの4年間で「再生期」と定め、「復旧」にとどまらない、県土の抜本的な「再構築」を進め、「創造的な復興」を具体化していく重要な時期と位置づけており、被災者の生活再建及び地域経済の再生に向けて復興まちづくり等の取組を着実に推進しております。

再生期における環境分野の取組といたしましては、津波により大きな被害を受けた地域において自然環境の再生のために必要な取組を実施するとともに、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー等の導入による環境配慮型のまちづくりを推進し、また、震災以降に発生量の増加している廃棄物への対策として、県民や事業者一人ひとりの3R（発生抑制、再使用、再生利用）の行動を促進するなど、環境への負荷が低減された持続可能な社会の実現に向けた取組を進めているところです。

平成28年度は、「東北における水素社会先駆けの地」を目指す本県の取組として、東北初の商用水素ステーションが仙台市内に建設されました。個人向けにも水素を供給できる拠点が整備されたことから、本県においても燃料電池自動車（FCV）の一般発売が開始されました。また、レンタカー事業やタクシー事業においてもFCVが活用されており、水素社会の形成に向けた取組が着実に進んでいます。

再生可能エネルギーの分野では、洋上風力のほか、バイオマス、地熱及び地中熱のエネルギー利用に向けた研究会やセミナー等を開催し、県内外から多くの皆様に御参加いただきました。今後も、再生可能エネルギーを活用した事業展開や地域づくりを目指す県民、事業者の皆様への支援を通じ、環境と経済が両立した「富県宮城」の実現に向けた取組を推進して参ります。

さらに、環境に配慮した生活、行動を促進するため、「宮城県環境教育基本方針」を10年ぶりに改定いたしました。同方針では「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」を、本県の目指す将来像として設定し、環境配慮について自ら考え、行動することのできる人物を育成することとしています。県民の皆様が環境配慮行動の重要性を御理解いただき、実践に結びつけることができるよう、様々な取組を進めて参ります。

平成29年版宮城県環境白書は、平成28年度における本県の環境の状況を報告するとともに、平成27年度に策定した宮城県環境基本計画に基づいて、県が実施した環境施策の状況を取りまとめたものです。私たちが暮らす宮城県の豊かな環境を次の世代に引き継いでいくためには、県民一人一人が環境の保全について意識し、それに配慮した行動を心がけることが重要です。県民の皆様にとって本書が、本県の豊かな環境への理解を深め、その保全に向けた行動に取り組むための一助となることを期待します。

平成29年12月

宮城県知事 村井嘉浩